

参議院事務局の中立性・公平性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月二十五日

藤末健三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院事務局の中立性・公平性に関する質問主意書

二〇一五年九月十七日に開催された参議院我が国及び国際社会の平和安全法制特別委員会については、参議院事務局が理事会の議事録を公開しない、理事会の開始場所を変更する、委員会採決が議事録に記載されないなど中立的な事務を行わず、大きく議事の進行が混乱した。このような参議院事務局の行為は、日本国憲法第十五条第二項「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」及び第九十九条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」という公務員が守るべき憲法を尊重し擁護していないと考えられる。また、国家公務員法第九十六条第一項「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」にも反していると考えるが、一連の議事進行における参議院事務局の中立性・公平性に関する政府としての認識を明確に示されたい。

右質問する。

